

目 次

I 総 論

▶ 1 保険法改正の目的および改正の概要

- Q 1 保険法制定の経緯および旧商法からの主要な変更点について教えてください。 ……………2

▶ 2 保 険 商 品

- Q 2 保険法上、保険には、どのような類型がありますか。また、世の中には、火災保険、自動車保険、定期保険、傷害保険、医療保険などさまざまな名称の保険がありますが、主な保険商品の特徴を教えてください。 ……………6
- Q 3 団体定期保険とはどのような保険商品でしょうか。 ……………11
- Q 4 消費者信用団体生命保険とはどのような保険商品でしょうか。 ……14

▶ 3 保 険 業

- Q 5 生命保険会社や損害保険会社として保険業を行うために免許が必要とされるのはどうしてでしょうか。また、これらの会社以外にも保険業を営むことを許されている者は存在するのでしょうか。 ……………19
- Q 6 保険業とはどのようなものなのでしょうか。たとえば、家電メーカーが行うような品質保証は、保険業に該当し、免許が必要となるのでしょうか。 ……………25
- Q 7 保険会社は保険業以外の業務を自由に行うことができるのでしょうか。どのような業務を行うことができ、どのような業務を行うことが

できないのでしょうか。……………31

▶ 4 保険契約の当事者

Q 8 保険契約の当事者は誰でしょうか。また、保険契約には当事者以外にどのような関係者が存在するのでしょうか。……………37

▶ 5 保険約款

Q 9 保険約款とは、何でしょうか。また、その解釈方法や効力が制限される場合についても教えてください。……………42

II 保険契約の成立

▶ 1 保険募集

Q 10 保険募集とは何でしょうか。その主体や必要な資格について教えてください。……………48

Q 11 保険募集人は保険の販売勧誘を行うにあたり、どのような情報を提供する必要がありますか。……………52

Q 12 保険募集人が保険の販売勧誘を行うにあたり、免責事由に関し必要な情報を提供しなかった場合、保険会社や保険募集人が損害賠償義務を負担することがあるのでしょうか。……………58

Q 13 保険商品の販売勧誘に関する適合性原則およびそれに関わる法制について教えてください。……………61

Q 14 銀行等が保険商品を販売する場合、特別なルールはあるのでしょうか。……………66

Q 15 変額年金保険、外貨建て保険、MVAを利用した保険について、販売勧誘を行う場合、特別なルールがあるのでしょうか。……………70

▶ 2 保険契約の成立要件

Q16 保険契約が成立するにはどのような要件が必要でしょうか。損害保険契約と生命保険契約とに分けて説明してください。……………74

▶ 3 クーリング・オフ

Q17 保険商品にはクーリング・オフが認められているのでしょうか。また、クーリング・オフができる場合、行使期間や行使方法などの制限はありますか。……………78

▶ 4 告知義務

Q18 告知義務とは何でしょうか。どのような場合に告知義務が発生するのでしょうか。……………82

Q19 告知義務に違反するとどうなりますか。告知義務違反の効果を教えてください。……………85

Q20 いわゆる因果関係不存在特則について教えてください。……………88

Q21 保険会社における告知の取扱いについて留意すべき点がありますか。……………90

Q22 保険法上の告知義務違反に基づく解除と、民法上の詐欺取消しや錯誤無効との関係について教えてください。……………94

Q23 他保険契約の告知義務は、保険法において、どのように取り扱われていますか。……………98

Q24 契約前発病不担保条項とは何でしょうか。告知義務とは違うものなのでしょうか。また、このような保険契約について販売勧誘を行う際、あるいは保険金等の支払を行う際の留意点を教えてください。 ……102

▶ 5 被保険者の同意

Q25 第三者を被保険者とする生命保険契約において、被保険者の同意が必要なのはどのような場合でしょうか。……………107

Q26 傷害疾病定額保険における被保険者の同意について教えてください。 ……………112

▶ 6 遡及保険

Q27 どのようなものが遡及保険に該当しますか。またその有効性の判断基準について教えてください。 ……………114

▶ 7 契約締結時の書面交付

Q28 保険証券とは、どのようなもので、どのような事項が記載されているのでしょうか。 ……………118

▶ 8 片面的強行規定

Q29 保険法における「保険契約の成立」の規定の中で、片面的強行規定とされているのはどの規定でしょうか。また、片面的強行規定違反が問題となる具体例についても教えてください。 ……………122

III 保険契約の効力

▶ 1 第三者のためにする保険契約

Q30 第三者を被保険者とする損害保険契約を締結した場合、被保険者はその利益を受ける意思を保険会社に示す必要がありますか。 ……128

▶ 2 損害保険における超過保険

Q31 超過保険とはどのようなものでしょうか。また、契約時、超過保険であることを知っていた場合と知らなかった場合とで、保険契約の効力に差異がありますか。 ……………131

▶ 3 保険金受取人の指定・変更

- Q32 保険金受取人が、①「妻A」、②「相続人」と指定されていますが、保険金受取人は誰と解釈すればよいでしょうか。②の場合、相続人間の取得割合はどのように考えればよいでしょうか。……………136
- Q33 保険契約者が保険金受取人を変更する場合、どのような手続をとればよいでしょうか。また、変更の効力はいつ発生するのでしょうか。……………140
- Q34 遺言によって保険金受取人の変更をすることは可能でしょうか。また、遺言により新たに保険金受取人とされた者は、どのようにして保険金を受け取るのでしょうか。……………143

▶ 4 保険金受取人の死亡

- Q35 保険金受取人が死亡した場合、誰が保険金を受け取ることになるのでしょうか。……………147

▶ 5 保険金請求権の譲渡・質権の設定

- Q36 生命保険の保険金請求権を譲渡したいのですが、留意すべき点がありますか。……………152
- Q37 生命保険の保険金請求権に質権を設定したいのですが、留意すべき点がありますか。……………154

▶ 6 危険の減少

- Q38 危険が減少した場合、保険料の減額が認められるのでしょうか。……………156

▶ 7 片面的強行規定

- Q39 保険法における「保険契約の効力」に関する規定の中で、片面的強行規定とされているのはどの規定でしょうか。また、片面的強行規定

違反が問題となる具体例についても教えてください。 ……158

IV 保険給付

▶ 1 保険事故

Q40 保険契約の保険事故に関し、留意すべき点を教えてください。 ……164

▶ 2 損害保険における損害発生時の通知義務

Q41 保険事故が発生した場合、保険者に通知しなければならないと聞いていますが、いつまでに保険者に通知したらよいのでしょうか。通知を怠った場合、何か不利益はあるのでしょうか。 ……174

▶ 3 損害保険における損害発生後の目的物の損害・滅失

Q42 保険事故による損害発生後、目的物が保険事故とは関係のない事情で滅失しました。この場合でも保険金を受け取ることはできるのでしょうか。 ……177

▶ 4 火災保険契約による損害てん補の特則

Q43 火災保険契約において、保険事故による損害以外に保険給付を受け取ることができるのはどのような場合でしょうか。 ……179

▶ 5 保険者の免責

Q44 保険金の給付が免責されるのはどのような場合でしょうか。 ……182

▶ 6 損害保険における損害の算定

Q45 損害保険によっててん補すべき損害額の算定方法について、保険法上どのような規定がありますか。 ……185

Q46 一部保険で、保険事故による損害が生じた場合、保険者に請求でき

- る保険金の額の計算方法について教えてください。 ……………188
- Q47 重複保険の場合、誰にいくらの請求ができるのでしょうか。各保険者ががてん補すべき損害額について教えてください。また、同時に複数の保険を締結した場合と、順次締結した場合とで、請求できる相手や額に違いがありますか。 ……………191

▶ 7 保険給付の履行期

- Q48 保険給付の履行期は必ず定めなければならないのでしょうか。仮に保険給付の履行期を定めなかった場合、いつから履行遅滞になるのでしょうか。また、履行期を定めた場合、その履行期を過ぎなければ履行遅滞とはならないのでしょうか。 ……………196

▶ 8 責任保険契約についての先取特権

- Q49 責任保険契約における先取特権とは、どのような権利でしょうか。 ……………201
- Q50 自賠責保険の内容と同保険における被害者の直接請求権について教えてください。 ……………205

▶ 9 費用の負担

- Q51 保険者（保険会社）が負担すべき費用とはどのような費用でしょうか。保険契約者または被保険者が損害の発生または拡大防止のために要した費用は、保険者（保険会社）に請求できるのでしょうか。 …209

▶ 10 残存物代位

- Q52 残存物代位とはどのような制度でしょうか。また、保険法の制定によりどのような見直しがなされたのでしょうか。 ……………211

▶ 11 請求権代位

- Q53 請求権代位とはどのような制度でしょうか。保険法の成立により、

どのような見直しがなされたのでしょうか。 ……………214

▶ 12 片面的強行規定

Q54 保険法における「保険給付」に関する規定で、片面的強行規定とされているのはどの規定でしょうか。また、片面的強行規定違反が問題とされる具体例についても教えてください。 ……………217

V 契約の終了

▶ 1 保険契約の終了原因

Q55 保険契約が終了するのはどのような場合でしょうか。保険契約の終了原因について教えてください。 ……………224

▶ 2 告知義務違反による解除

Q56 告知事項に該当する事実の不告知や不実告知があれば、保険者は常に解除できるのでしょうか。 ……………227

Q57 告知妨害・不告知教唆とは、どのような場合を指すのでしょうか。 ……………234

▶ 3 危険増加による解除

Q58 危険増加による解除ができるのはどのような場合でしょうか。自ら危険を増加させた場合と、第三者や不可抗力で危険が増加した場合とで異なるのでしょうか。 ……………239

▶ 4 重大事由による解除

Q59 保険契約の重大事由に基づく解除について教えてください。 …243

▶ 5 被保険者による解除請求

Q60 被保険者となることに同意した場合にも、被保険者は保険契約から離脱することはできるのでしょうか。 ……………247

▶ 6 解除の効力

Q61 保険契約が解除されると、これまで支払った保険料はどうなりますか。また、すでに保険事故が発生していた場合はどうなりますか。 ……………252

▶ 7 契約当事者以外による解除

Q62 私の夫を保険契約者兼被保険者とする死亡保険契約の継続中に、夫について破産手続開始決定がなされました。妻である私はその保険の保険金受取人となっていますが、これまで長期間保険料を支払ってきた保険ですし、また保険契約時より夫の健康状態が悪化しており、今後同様の死亡保険契約に加入することが困難であるため、何とかこの保険契約を継続したいと考えています。何かよい方法はないでしょうか。 ……………256

▶ 8 保険料積立金の払戻し

Q63 保険料積立金の払戻しが受けられるのはどのような場合でしょうか。 ……………259

▶ 9 保険料返還の制限

Q64 保険契約の無効または取消しによる保険料の返還の制限について教えてください。 ……………262

▶ 10 片面的強行規定

Q65 保険法における「保険契約の終了」に関する規定の中で、片面的強

行規定とされているのはどの規定でしょうか。また、片面的強行規定違反とされる具体例についても教えてください。 ……………264

VI その他

▶ 1 保険金請求権の消滅時効

Q66 保険金請求権の消滅時効について教えてください。また、その起算点はいつになるのでしょうか。 ……………274

▶ 2 保険者の破産

Q67 保険者が破産した場合、保険契約はどのようになるのでしょうか。 ……………277

▶ 3 保険金の不払・支払洩れ

Q68 近時、問題となっている保険金等の不適切な不払、付随的な保険金の支払漏れとはどのようなもののでしょうか。その概念や具体例について、教えてください。 ……………279

凡 例

- ・保険法⇒平成20年6月6日公布保険法（法律56号）
- ・法〇〇条⇒保険法〇〇条
- ・旧商法、商法⇒「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（法律57号・平成20年6月6日公布）による改正前商法
- ・中間試案⇒法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案」（平成19年8月）
- ・補足説明⇒法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（平成19年8月）
- ・保険法部会⇒法制審議会保険法部会

Question 21

保険会社における告知の取扱いについて留意すべき点がありますか。

Answer

告知義務者から正しい告知を受けるように留意すべきです。具体的には、告知義務者に対して告知の重要性等について十分に説明するとともに、告知書の記入例等を提示するなどといった方法が考えられます。

解 説

Q19で説明したとおり、告知義務者は、故意または重過失で告知義務に違反すると、保険者から保険契約を解除されることによって保険金の給付を受けることができなくなるおそれがあります。

ただし、告知義務違反は告知義務者側の問題であるとは単純にいい切れない面があります。保険者が告知義務者に対して告知制度の重要性等を十分に説明していないような、保険者側にも問題がある場合も少なくないからです。

告知義務制度は、リスクに関する情報が被保険者側に偏在するなかで、保険会社が当該情報を取得し適切な引受判断（危険選択）を行えるようにするための保険事業の根幹に関わる重要なものです。

正しい告知を受けることは保険会社にとってもきわめて重要なことで、保険会社は、顧客が正しい告知を行えるようにするための環境を整備する努力を怠るべきではありません。

この点、告知義務者からの適切な告知を受けるための指針として、生命保険協会により、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」が策定されており、告知の取扱いにあたっては大変参考になります。

1 告知制度の周知について

保険契約者や被保険者には健康状態などについての保険者からの質問に対して告知する義務があります。

そして、保険契約者等から正しい告知を受けるためには、告知の意義・重要性、それを行わなかった場合のデメリット等についてきちんと認識してもらうことが、まずもって肝要といえます。

そこで、保険契約者や被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などについて「告知書」で保険者が質問することについて、告知者本人が事実をありのままに正確にもれなく告知するよう、募集用資料・告知書・告知説明用資料等に記載し、説明することが必要です。

そして、上述のとおり、告知義務の意義や重要性を保険契約者等が理解して告知することは重要であるため、重要事項説明の一環としての「注意喚起情報」の記載事項とされています（監督指針Ⅱ-3-3-2(2)②イウ、Ⅱ-3-3-6(2)②イウ）。

2 告知の仕方について

一般的に生命保険に係る営業職員等生命保険募集人には契約締結権限はなく、告知受領権限がないのが通常です。しかし、そのような権限の有無は保険契約者側が外形的に認識できるものではなく、生命保険募集人に口頭で告げることによって、告知が完了したと誤認するおそれがあります。

そこで、生命保険募集人には告知受領権限がなく、募集人に口頭で話をしても、告知したことにはならない旨、募集用資料・告知書・告知説明用資料等に明確に記載・説明することが必要です。

それでもなお、保険契約者や被保険者が生命保険募集人に口頭で話をした場合には、告知書に記入してもらうよう要請し、かつ生命保険募集人が保険会社に対し取扱報告書でそのような経緯を報告することを徹底する等の対応が必要となります。

3 傷病歴等の告知について

傷病歴等がある場合には保険をいっさい引き受けてもらえないという誤認により、保険契約者や被保険者が告知をしないおそれがあるとの指摘があります。

3 保険金受取人の指定・変更

Question 32

保険金受取人が、①「妻A」、②「相続人」と指定されていますが、保険金受取人は誰と解釈すればよいでしょうか。②の場合、相続人間の取得割合はどのように考えればよいでしょうか。

Answer

保険金受取人の指定が不明確な場合、保険金受取人の指定行為の解釈により保険金受取人は誰かを明らかにすることになります。この解釈は客観的解釈によるとされています。

保険金受取人が①「妻A」と指定されている場合、「妻」という記載は補助的な意味しかなく、原則として、Aが保険金受取人であると解されま
す（最判昭和58・9・8民集37巻7号918頁）。

また、保険金受取人が②「相続人」と指定されている場合、保険金受取人は被保険者死亡時における被保険者の相続人となるべき者が保険金受取人として指定されていると解されています（山下友信『保険法』492頁）。そして、その権利取得割合は、相続分割合になると解されますが（傷害保険につき、最判平成6・7・18民集48巻5号1233頁）、実務上の取扱いは相続分割合か、相続人の頭数による均等かで分かれています。

解説

1 保険金受取人の指定の法的性質

保険法は、生命保険契約または傷害疾病定額保険契約の締結時に交付される書面の記載事項として「保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項」（法40条1項4号・69条1項4号）が定められていることから、保険契約時に保険金受取人を指定することが想定されています。

保険契約時における保険金受取人の指定は、保険者が保険契約者と保険

金受取人との関係を考慮しモラルハザードの観点から契約を拒絶する場合や、保険金受取人を一定の範囲の者に限っている保険商品があるものの、原則として保険契約者が自由に決定できるため、実質的には保険契約者の一方的意思表示によるものと解されています（山下・前掲488頁）。

なお、保険契約者が自由に指定できるといっても、民法の一般原則（公序良俗違反等）により、その指定が無効とされる場合があります（山下・前掲489頁、東京高判平成11・9・21金融・商事判例1080号30頁等）。

2 保険金受取人の指定が不明確な場合

保険法において、特に保険金受取人の具体的な指定方法や指定内容等については規定されておらず、これまでと同様、保険金受取人の指定が不明確な場合、当該指定行為の解釈をすることになります。

保険金を支払うべき相手が誰であるかは保険者にとってきわめて重要な事項であり、保険金受取人の指定が実質的に保険契約者の一方的意思表示によるものであることからすると、保険契約者の保険者に対する意思表示を合理的かつ客観的に、すなわち保険者がどのように理解するかという観点から客観的に解釈するべきであるとされています（最判昭和58・9・8民集37巻7号918頁）。

3 具体例

(1) 肩書きの存在

保険金受取人が「妻A」と記載されている場合、Aが保険契約者の妻である限り、当該保険金受取人の指定は明確ですが、保険契約者とAが離婚した場合、当該指定をどのように解するのでしょうか。

この点、「妻」と記載している以上、Aと離婚をし、Aが妻ではなくなったときには当該保険金受取人の指定は効力を失うと解することもできないわけではありません。しかしながら、判例は、「妻」は補助的な意味にすぎず、「A」と記載していることを重視して、離婚をした場合には保険金受取人ではなくなることを表示したような場合でない限り、Aが保険金

7 保険給付の履行期

Question 48

保険給付の履行期は必ず定めなければならないのでしょうか。仮に保険給付の履行期を定めなかった場合、いつから履行遅滞になるのでしょうか。また、履行期を定めた場合、その履行期を過ぎなければ履行遅滞とはならないのでしょうか。

Answer

1 保険給付の履行期（保険給付を行う期限（以下「期限」という）は必ず定める必要はありません。

2 期限を定めなかった場合には、保険者は、「保険給付の請求があった後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間」を経過したときから履行遅滞となります（法52条2項）（損害保険の場合には、「保険事故」を「保険事故およびてん補保険額」と読み替え（法21条2項）、傷害疾病定額保険の場合には、「保険事故」を「給付事由」と読み替える（法81条2項）。以下同じ）。

3 期限を定めた場合、その期限を経過しなくても、履行遅滞となる場合があります。すなわち、当該期限が「保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命（損害／傷害疾病定額）保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当な期間を経過する日」より後の日であるときは、当該期間を経過すれば履行遅滞となります（52条1項。損害保険、傷害疾病定額保険も同様（法21条1項・81条1項））。

解説

1 従来 of 扱い

旧商法上、保険給付の履行期については条文がありませんでした。そのため、保険給付の履行期は期限の定めのない債務として民法412条が適用

されてきました（保険事故の発生という不確定期限付きの債務（民法412条2項）と解する見解と、期限の定めのない債務（同条3項）と解する見解（多数説）があった）（甘利公人「保険金給付の履行期と消滅時効」落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務（別冊金融・商事判例）』196頁）。

2 保険法の扱い

保険給付の履行期については、保険事故（による損害）が生じた場合に保険者が損害のてん補や保険給付を行うという保険の性質上、保険事故の発生や損害の発生の有無等を調査したうえで保険金を支払うべきであるという要請と、保険事故が生じたならば迅速に保険給付が行われるべきであるという要請が存在します。

そこで、保険法は、保険給付の履行期の定めを新設し、期限を定めた場合と定めなかった場合について場合を分けて規定し、これらの要請の調整を図っています。

3 履行期を定めなかった場合

(1) 条文

期限を定めなかった場合について、保険法は、「保険給付の請求があった後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間」を履行期としています（法21条2項。損害保険、傷害疾病定額保険も同様（法52条2項・81条2項））。

したがって、この期間を超えた場合には、保険者は遅滞の責任を負うこととなります。

(2) 調査対象

期限を定めなかった場合には、保険事故や損害の発生などの保険契約者側が証明すべき事項（保険金請求権の請求原因事実）のみが調査対象となっています。当事者間に合意がない以上、必要最小限の事項について確認する期間に限りて猶予を認めるべきだからです。

したがって、これらの事実を確認するために必要な期間の範囲内では保

【編集代表紹介】

錦野 裕宗（にしきの ひろのり）

京都大学法学部卒業

1999年 弁護士登録（大阪弁護士会）、中央総合法律事務所入所

2005年4月～2007年5月 金融庁監督局保険課に任期付国家公務員として勤務

2007年 同志社大学法科大学院嘱託講師（「保険法」等担当）

〈主な著作等〉

- ・「保険商品の販売・勧誘ルールの整備」（金融法務事情1810号、2007年）
- ・「OPINION 破産管財人の悩みと保険法改正への期待—責任保険における優先的な被害回復の方策—」（金融法務事情1818号、2007年）
- ・「Q & A 新保険法の概要と銀行の業務に与える影響」（銀行法務21 712号、2010年）

松本 久美子（まつもと くみこ）

神戸大学法学部卒業

2007年 弁護士登録（大阪弁護士会）、中央総合法律事務所入所

一問一答 新保険法の実務

2010年5月10日 初版第1刷発行

編 者 弁護士法人
中央総合法律事務所
発 行 者 下 平 晋 一 郎
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザインおよび組版／DTP室 制作／地切 修 印刷／(株)加藤文明社

©Chuo-sogo Law office 2010 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2207-6

“経済法令グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。